

東京女子医科大学 研究倫理教育に関する実施要領

1 趣旨

この要領は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定）」、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（令和 3 年 2 月 1 日改正 文部科学大臣決定）」および「学校法人東京女子医科大学倫理綱領」（平成 21 年 4 月 22 日施行）、「研究に携わる者の行動規範」（平成 25 年 12 月 25 日施行）、「研究活動推進のための公的研究資金の管理」（令和元年 10 月 1 日改定）、「学校法人東京女子医科大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」（令和元年 11 月 27 日施行）に基づき、本学における研究倫理教育の実施について必要な事項を定める。

2 研究倫理教育責任者

学長

3 コンプライアンス推進責任者

- (1) 医学部長
- (2) 看護学部長
- (3) 大学院医学研究科長、看護学研究科長
- (4) 各病院長

4 受講対象者

- (1) 受講義務者
 - ① 任期付および非常勤を含む、本学に所属するすべての「教員」
 - ② 「職員」のうち研究活動に参画する者（※研修医、看護師、薬剤師、技術院、研究補助員等名称の如何を問わない。但し、研究に付随する技術的サービス等を行うだけでは、研究活動に実質的に参画することには当たらない。）
 - ③ すべての「大学院生」および「学部学生」
 - ④ 上記①～③以外で研究倫理教育責任者が必要と認める者
- (2) 受講推奨者
 - ① 本学以外の機関等にのみ所属する者のうち、本学で公的研究資金により行われる研究活動に参画する「学外研究者」
 - ② 「職員」のうち、研究に付随する技術的サービス等の研究支援を行う者
 - ③ 上記①～②以外で研究倫理教育責任者が必要と認める者

5 研究倫理教育の内容

(1) 「大学院生」および「学部学生」は、その修業年限中に研究倫理に関する授業科目を履修する。

(2) 上記 5 (1) 以外の受講義務者については、「APRIN e-ラーニングプログラム」コース「Tokyo Women's Medical University_Study educational course of ethics_20**」01_責任ある研究行為:基盤編(RCR 生命医科学系)における次の 8 単元を受講する。

- ①責任ある研究者の行為について
- ②研究における不正行為
- ③データの扱い
- ④共同研究のルール
- ⑤利益相反
- ⑥オーサーシップ
- ⑦盗用とみなされる行為
- ⑧公的研究費の取扱い

APRIN e-ラーニングプログラムは、米国 CITI (Collaborative Institutional Training Initiative) Program の英語版教材を骨格として、日本の法律・指針その他に沿って、文部科学省「大学間連携共同教育推進事業」CITI Japan プロジェクト及び NPO 法人日米医学教育コンソーシアムにより作成された研究倫理教育教材。現在は一般財団法人公正研究推進協会 (APRIN, Association for the Promotion of Research Integrity) が引き継ぎ、教材の作成・改訂を行っている。

(3) 受講義務に関わらず、すべての受講者は任意に次の教材を受講できる。

①JST「THE LAB」

国立研究開発法人科学技術振興機構が翻訳した、米国保健福祉省の研究公正局が開発した研究倫理啓発映像教材全ストーリーの日本語版研究倫理教育教材

②JSPS「科学の健全な発展のために-誠実な科学者の心得-」(グリーンブック)および当該 e-ラーニング版「eL CoRE」

独立行政法人日本学術振興会が整理しまとめた、人文学・社会科学から自然科学までのすべての分野の研究に関わる者がどのようにして科学研究を進め、科学者コミュニティや社会に対して成果を発信していくのかといった事柄についての研究倫理教育教材

(4) 人を対象とした研究を実施する者は、研究推進センターが主催する講習会や学外を含めて必要とされる講習会・研修会等を受講する。

(5) 動物実験を実施する者は、動物実験委員会が主催する講習会を受講する。

(6) 遺伝子組換え実験を実施する者は、遺伝子組換え実験安全委員会が主催する講習会を受講する。

(7) 病原体等を取り扱う実験を実施する者は、バイオセイフティー委員会が主催する講習会を受講する。

(8) 研究に参画する者は、(1)～(7)以外に大学が必要と求める研究倫理や研究公正に関する研修会・セミナーを受講する。

6 「APRIN e-ラーニングプログラム」受講に当たっての手続等

- (1) 受講義務者、公的研究資金により行われる研究活動に参画する者および受講推奨者は、「研究倫理教育教材の履修義務等に関する誓約書」を事務担当部署である研究推進センター研究管理課までメールにて提出する。(氏名を自署のうえ PDF にして送付)
- (2) 受講を修了した者であっても、原則 5 年毎に再受講し、所定の 8 単元を修了することとする。

以上